

報道関係者 各位

令和4年9月6日
【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 森 久美
室長補佐 吉田 恭
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

最低賃金が10月6日から 時間給853円(32円の引上げ)に改正されます

宮崎県最低賃金は、現在の821円から32円引上げて、時間額853円に改正決定することが、本日9月6日に官報に掲載されました。

これにより30日後の10月6日から宮崎県最低賃金は853円となります。

宮崎県最低賃金は宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

宮崎県最低賃金はこの5年間で、116円の引上げとなっています。

宮崎労働局では、賃金引上げに伴い負担が増大する中小企業・小規模事業者の皆様への支援策として、「業務改善助成金」の活用促進に取り組んでいます。

「業務改善助成金」は9月1日から拡充されていますので、近日中にプレスリリースを予定しています。

宮崎県最低賃金の推移は次のとおりです。

年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
最低賃金 時間額(円)	737	762	790	793	821	853
引上額(円)	23	25	28	3	28	32
対前年度 引上率(%)	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90

宮崎県最低賃金額及び前年度引上率

